

## 金融緊急措置の構造と展開——解説と解題

大蔵省財政史室 加藤 新一

### 一、概論

#### 「金融緊急措置」と本資料集の趣旨

この資料集は、昭和二十二年二月に発動されたいわゆる金融緊急措置の、立案及び執行の過程に関する資料を編集したものである。いわゆる金融緊急措置は、勅令を中核とする法令体系の発動として執行された。勅令は以下のとおりである。「金融緊急措置令」(昭和二十二年二月一七日勅令第八三号)、「日本銀行券預入令」(同第八四号)、「臨時財産調査令」(同第八五号)、「食糧緊急措置令」(同第八六号)、「食糧管理法施行令中改正」(同第八七号)、「隠匿物資等緊急措置令」(同第八八号)、「日本銀行券預入令ノ特例ノ件」(昭和二十二年二月二〇日勅令第九〇号)。このうち「金融緊急措置令」と「日本銀行券預入令」、また場合によっては「臨時財産調査令」も含めて、これら勅令及びこれに基づく法令によって執行された通貨・金融措置に関する行政行為が、金融緊急措置である。その内容は、当時現に流通していた券面金額五円以上のすべての日本銀行券を強制的に金融機関に預入せしめ、預入した以外の銀行券の強制通用力を失効せしめ、あらたに発行する日本銀行券または在来の銀行券に特製の証紙を貼付したものに流通力を与えるという、わが国通貨政策史上、現在までに類をみないドラスティックな施策をシンボルとする一連の通貨・金融措置であった。当時の日本国内における経済主体としての個人・法人のすべてがその執行から無縁ではありえなかつたのであり、その記憶は

一定年齢以上の日本人のなかに、あまねく、強烈に残存しているものと考えられる。

同時に、この経済政策は、右の勅令群にみるように、通貨措置をその基本的かつ重要な一環としつつ、当時の日本経済が直面していた経済的諸困難に対応すべき総合的な体系を有していたことがわかる。その構成を端的に示すものは、二二年二月一七日、諸勅令公布にあたっての「経済危機緊急対策ノ意義及概要」と題する内閣書記官長の声明である（資料V-11）。その内容は、①食糧対策、②隠退蔵物資対策、③工鉱業生産増強対策、④通貨対策、⑤物価対策、⑥就業対策、⑦生活援護対策、⑧その他、にわたるもので、これが少なくとも公表されたうえで執行された形態でのこの経済総合政策のカヴァレッジとなる。このような総合経済政策としての体系を有することが、いわゆる金融緊急措置のおおきな特色である。

そこで本書では、いわゆる金融緊急措置を、通貨措置をその主要にして最も検討に値する構成部分としつつ、総合経済政策としての体系をもって立案され、執行されたままの形態でとらえ、その立案及び執行の過程を、大蔵省に残された資料を、量的な制約条件にのみ留意しつつ収録し編集することによって明らかにしようとするものである。

上述のように、いわゆる金融緊急措置が実施された際の公式の呼称は「経済危機緊急対策」であり、この呼称は、政策を政府レベルでオーソライズした二二年一月二六日の閣議決定（資料IV-8参照）で初めて（いうまでもなくその立案のプロセスで）用いられている。それ以前においては、この政策体系が最初に総合化されて立案された二〇年一月二〇日の「社会経済秩序安定緊急対策二関スル件」（資料II-1）以来、「社会経済秩序安定緊急対策」の呼称が用いられた。ちなみに、「金融緊急措置」の呼称は、金融緊急措置令として公布される勅令の立案過程で、二二年一月七、八日の検討に向けて作成された案で題名が書き直されて出現し（資料III-13）、勅令題名として採用されるとともに、むしろ後年において、この経済政策体系そのものをも示す呼び名として、人口に膾炙したものである。本書の表題は、「金融

緊急措置」を採用したが、それは本書の内容が通貨・金融措置に限られていることを意味するものではなく、政策を上述の意味での総合政策として把握し、かかる含意のもとにこのポピュラーな呼称を用いたものである。正確を期すために、サブタイトルに「経済危機緊急対策」という用語を示した。表題のみならず、以下本書において「金融緊急措置」と称するときはこのような含意をもたせていることについて、注意を喚起しておきたい。

#### 本資料集編集・刊行の経緯とその性格

本書は、大蔵省財政史室編「昭和財政史―終戦から講和まで」全一〇巻のシリーズ（以下たんに「財政史」と称することがある）の付属資料集としての性格を有するものである。すなわち、大蔵省正史としての大蔵省財政史（大蔵省行政史）の編纂作業の一環として編集・刊行されたものである。「財政史」には第一七・一八巻として「資料編」があり、大蔵省所蔵の原資料を膨大に収録して内外の研究及び実務の参考資料として広く利用されているところであるが、その編集の際、主として収録可能資料量の物理的な制約により、他の類縁機関において資料集の編集刊行が進行中であって、これに収録することにより公開の場が与えられる分野の資料群と、一定の主題のもとにまとまって存在しており、大蔵省財政史室において単独の資料集として刊行することが可能な資料群については、割愛した経緯がある。前者としては、金融制度関係の資料群が日本銀行金融研究所編「日本金融史資料・昭和統編」第一九―二二巻として、証券改革関係資料が日本証券経済研究所編「証券史資料・戦後編」第五・六巻として刊行され、または刊行予定であり、後者としては、大蔵省財政史室編「終戦直後の財政・通貨・物価対策―戦後通貨物価対策委員会の記録」（昭和六〇年）が第一弾、本書が第二弾である。占領期を対象とする「財政史」の資料編に当該期間の施策のうちでも最も特徴的で著名な金融緊急措置関係の資料が全く欠落しているのはまことに奇異なことであったがその経緯はそのようなものであり、「財政史」資料編編集に際して割愛した資料群のうち主要部分の活字化の課題は、本書の刊行をもって一応完了す

ることになる。

以上の事実関係と経緯に関連して、本書のもつ第一の、形式的な、制約について、あらかじめおことわりしておきたい。すなわち、本書は大蔵省編集の資料集であって、未公開である大蔵省所蔵資料を内外に公開することを第一義的な目的としている。このため、総合経済政策であり、大蔵省所管外の事項をも広汎に抱合する「金融緊急措置」を取り扱うに際して、大蔵省以外に残された資料の涉猟・収集をとくに行なわなかったことである。もちろん本書には大蔵省以外の省庁等機関の作成に係る資料が数多く収録されているが、それらは大蔵省文書のファイルから採録されたものであり、その限りで、大蔵省の政策形成過程にとりこまれ、大蔵省所蔵資料としての性格を付与されたものとして、収録されたものである。この結果として、本書は、政府の総力を挙げて執行された総合政策を、大蔵省サイドの情報から再構成したものとなっている。事実の問題として、この総合政策の立案過程において大蔵省が主要な推進力であったことは間違いないようであるが、だからといって、本書がこの過程における大蔵省の主導性を主張し、これを記録する意図をもって編まれたものではない。内閣、内務省、農林省、商工省等の資料をつきあわせることによってはじめ、この総合政策の全体像が構成されるのであるが、それは本書の課題ではない。また、本書においては通貨・金融措置関係資料の比重が大きい、それは他ならぬ通貨・金融事項の主管官庁である大蔵省の資料を編集したことの結果にほかならないのであって、この総合政策における通貨・金融措置の位置づけとは直接には関わりのないものである。

#### 資料の主要源泉と本資料集の特色

本資料集が単行の資料集として編集されるに至った経緯は前述のごとくであるが、源泉となる資料が体系的に存在していたのは、当時の大蔵省大臣官房文書課長であった愛知揆一氏からの寄贈文書のなかに、金融緊急措置関係資料

として、すでに政策形成過程に即して編集されたファイルが存在していたからである。このファイルを最も有効に活用して、金融緊急措置をその経済総合政策としての体系としてとらえ、その過程をヴィヴィッドに叙述された労作が『昭和財政史―終戦から講和まで』第一二巻「金融」中の「金融政策」(中村隆英教授執筆)第二章「金融緊急措置」である。同書は本資料を繙くについでまたとないガイドであるので、まずぜひご参照いただきたい。また、本書は資料集としての性格上、ひとつの文書からつぎの文書への飛躍の間に介入する文書化されない情報は収録できず、政策形成過程を流れとして構成することは困難である。このためにも、同書をかたわらに置いておくことが必要である。

愛知文書については後述でやや詳しく紹介するところであるが、愛知ファイルのメリットは、第一に、政策の立案過程が時系列に明確になることは当然のこととして、愛知氏による文書への書き込みの存在にも助けられて、文書の位置づけ、資料的価値の画定・推定が可能となり、また問題点の所在と議論の概要を知りうることである。大蔵省に残された明治時代以来の文書の量は決して少ないものではないが、ある文書がいかなる関係のなかで何の目的のために起草され、いかなるレベルでの検討に付され、検討がどのような立場から具体的にどのようなようになされ、その結果が次の階梯へどのようにつらなっていくのかを画定できる実例は希有のことである。本資料集はかかる特徴を最大限にひきだすべく、編集した。ただし、愛知ファイル所収の資料のすべてがこれに該当するわけではなく、資料の考証や位置づけを行なうなかで編者の責任に帰せられるべきミスリーディングを惹起する余地はありうる。

愛知ファイルの第二のメリットは、総合政策の立案過程をその総合性において、かつその変化のままに把握できることである。金融緊急措置はなにより、内在的に関連しあう諸政策の総合体であることにその特色があり、その総合性においてとらえることなくしては、金融緊急措置の立ち向かうべき課題、政策立案者の企図の所在、短期的・中期的にみた金融緊急措置の政策的位置づけを明らかにすることはできない。もし資料が編纂された形態で存在していな

ければ、金融緊急措置の諸政策の関連とひろがりを検出し、画定してその全体像を再構成すること自体が、まず困難な課題となっていたはずである。途中経過としての閣議決定や結果としての法令・政策説明等を材料とすることによって可能ではあるにしても、総合政策としての体系の形成過程を動態的にとらえるという本資料集の企画は望みうべくもなかった。

同時にこのことは、他方では本書のもつ限界性の第二の要因をも構成する。すなわち、愛知ファイル「金融緊急措置」という質の高い資料の存在に引かずられて、その範囲内で金融緊急措置のイメージを構成してしまふ危険性である。たとえば、金融事項の直接の主管部局である銀行局(二一年二月一日までは戦時行政簡素化による統合のなごり金融局)の公文書ファイルは、少なくともわれわれの知る範囲内には存在しない。金融緊急措置が、おそらくは、文書課ないしは文書課幹部をまとめ役とするプロジェクト・チームによって立案され、ここに基本的な情報が集中したことは間違いないにしても、大蔵省の分掌関係からいって、金融当局プロパーの資料なしに、預金封鎖、金融措置等の政策を論ずることにはおのずから限界があり、かつ危険でもあると考えられる。物価関係、財産税関係等についても事情は同断である。こうした点をあらかじめ踏まえておきたい。

## 二、金融緊急措置の政策課題——その始期と「変質」をめぐって

### 金融緊急措置立案の開始とその諸前提

金融緊急措置がその総合政策としての形態をもって最初に直接に立案された文書は、昭和二〇年一月二〇日に起草された「社会経済秩序安定緊急対策二関スル件(案)」(資料II-1)である。アプリオリにこのことを確定できるのは、愛知ファイル「金融緊急措置」がまさにこの文書をもってはじまっているからにほかならない。従って、金融緊

急措置の本来的な立案過程は、期間としては、昭和二〇年一月二〇日から勅令その他法令が公布される二一年二月一七日にいたる間ということになる。本資料集の主要部分はこの期間の関係資料の収録に充てられている。

つぎに、この昭和二〇年一月二〇日付文書の形成過程を遡ることができる。この文書については本書によって検討することができるが、政策の当面の目標を「通貨価値、食ノ安定及就業対策」に凝集しつつ、極めて広範な政策項目を列挙している。すでにこの立案そのものが、それに先行する諸政策検討のとりまとめの形態をとっていることがわかる。すなわち、この文書は、プロジェクトとしての金融緊急措置立案作業の開始の画期を示すものであり、その内容をなす諸政策の立案の流れをとらえるためには始期はさらに遡って考えるのが適当であろう。この時期に関して愛知ファイル「金融緊急措置」に匹敵する便利な既存ファイルは存在せず、大蔵省財政史室において編纂した様々な文書綴りから資料を選別して構成し、これによって、大蔵省が立案した様々な系列の政策案と大蔵省が当面する政策の立案のために収集した情報が整理・系統化され、金融緊急措置プロジェクトへと収斂されていくプロセスをフォローしようと試みた。金融緊急措置を戦後経済危機への対応の流れのなかでとらえたとすれば、時期的には最大限約三ヶ月遡ることができる。のちに金融緊急措置で実施される通貨措置のモデルの海外情報についてみると、すでに戦時中に我が国にもたらされており、終戦時点にはかなりまとまった形で整理されていた(資料I-2)。この資料が終戦直後に実際に検討されていたという当時の関係者の証言もふまえて、本資料集は金融緊急措置プロジェクト開始を約三ヶ月遡って、敗戦当時の海外情報及びそのもととなる戦時中の情報から始めることとした。

### 金融緊急措置の「変質」

金融緊急措置の経緯を資料で構成するにあたって、本書では収録資料の時期的カバレッジについて、つぎのような考えにたっている。発動された政策の終期を画定するためには、一般的には、その政策が立ち向かった課題が政策の

発動によって解決されたかどうか(または解決しえなかつたために別系列の政策によって置き換えられたか)が指標となると考えられる。このために、この場合総合政策としての金融緊急措置について、様々な政策目的のなかで、立案当局者が最小限綱領としてなにを獲得目標としていたのかを、画定しておくことが必要である。本書では、基本的に中村教授に従って、とりあえずは、政策の目的を、「決してインフレーションを一気に収束させることのみをねらいとしたものではなく、むしろインフレーションの進行を抑えつつ、同時に強い手段で食糧政策、失業政策を進め、生産再開の手がかりをつかもうとする点にあった」ととらえることとする。金融緊急措置を構成する諸政策及び諸立案には中・長期的な内容のものも機構的に組み込まれているが、政策当局者にとって必須の獲得目標であったものは、当面の経済・社会的な危機へのカウンター・メジャーとしての内容であった。それは、通貨措置によりインフレーションへのとりあえずの制動装置を設定したことであり、また預金封鎖および臨時財産調査令による金融資産情報の全的掌握を通じ、政府が金融への支配力の回復と、有効な金融・経済政策を準備する基盤を形成したことである。この体制を構築した時点、すなわち法令の公布とその執行体制の急速な構築によって、金融緊急措置の政策目標はひとまず達成されたものとみることができる。

つぎに、金融緊急措置の発動が立案者の意図よりはるかにずれこんだことのかかりである。金融緊急措置が、立案最初期の心積もりより実施を繰り上げて準備され、物理的限界ギリギリまで発動を早めようとしたこと、それにもかかわらず主として占領軍総司令部との調整のため発動が遅らされたこととの関連である。問題はまず、発動の延引の間に政策が対処すべき対象に変化が生じ、政策課題そのものが本質的な変化を余儀なくされたかどうかである。この点に関しては、結果的にみても、インフレーション、食糧危機という危機的状況が収束される客観的条件は存在せず、二一年一月から三月の間、危機的状況の具体的な態様の違いはあっても、当面すべき課題としての性格に変化があった

と考えることはできない。

発動延引がもたらした結果としては、その間の経済情勢の展開をふまえた諸政策課題要素における立案の進行、政策の優先度の検討の進展に伴い、当初は当面の措置とそれに接続すべき課題として論理的にも時間的にも段階論的に考えられていた政策の連関が、時間的な関係としては、同時的もしくは連続的なものへ編成替えされたことに、注目すべきであろう。すなわち、例えば生産再開金融問題は、通貨措置をとりあえず執行し、一定期間のモラトリアム経過後の課題として位置づけられていたものが、金融緊急措置の発動と同時に法令の改正及び実質的細目の形成によって、その発動と同時に開始されるように政策の体系が組み替えられた。金融緊急措置はその発動と同時に生産再開政策を包含するものとなった。この事実をもって、金融緊急措置の政策としての性格が本質的に変化したという見解を本書はとらないが、生産再開という政策の前向きな性格を考えると、生産再開政策を内包して以後の金融緊急措置を本書の取り扱い対象外とすることは、理由のないことではないと本書では考えている。

さらに、金融緊急措置をその当面の第一段階とする日本経済再建の最大の懸案である戦時補償問題に対する司令部の方針が、昭和二一年五月に補償打ち切りと確定(五月三日に公式提示)したことに伴い、それを前提として経済再建政策体系を組み替えることが必至となり、ひいては金融緊急措置に与えられた任務も変化した。金融緊急措置の政策としての性格変化を論ずるならば、ここに、その性格変化を認めることができる。この金融緊急措置の「変質」を本来の金融緊急措置の終結とみなすならば、その画期は、金融緊急措置政策体系におけるキイ的位位置づけを担った封鎖預金が金融機関再整備・企業再建政策体系の実施の前提として第一封鎖預金・第二封鎖預金に分離された時点(昭和二一年八月二日)金融緊急措置令施行規則改正)に求めることが適当であると考える。このときから金融緊急措置によって形成された体制は、戦時補償打ち切りへの対応政策、再整備の実行のための政策体系に組み込まれ、そのインフラ構

策としての役割を担うことになる。戦時補償打切りは司令部にとっては敗戦国日本に対する経済的非武装化の不可欠の一環としての至上政策の位置づけをもつものである。その政策の明定化によって、金融緊急措置政策体系は乗り越えられ、またはそれに包摂されたとみることができ、金融緊急措置自体が中期的には生産再開（そのための前向き及び後向き施策）への展望を内包するものであり、金融機関及び企業の勘定分離（もしくは新旧会社への分離）的発想も復興金融会社発想も金融緊急措置体系において形成されたものであるが、これらが成案化されるのは、金融緊急措置の発展としての展開というよりは、補償打切りの確定を契機とする政策体系の構成要素としてであった。

二二年三月一日には金融緊急措置令にもとづいて「金融機関資金融通準則」（昭和二二年大蔵省告示第三七号）が公布・施行された。ここに、金融緊急措置（令）は傾斜金融ないしは選別金融という政策目的のための体制構築の法的根拠としての性格を付与された。統制的金融政策の根拠法令として、金融緊急措置令は昭和三八年七月二二日まで存続した。金融機関資金融通準則の原案も、すでに二十年段階での金融緊急措置の立案に含まれているものである。

本書においては、金融緊急措置資料集を編纂するにあたって、収録資料の时期的範囲を昭和二一年八月一二日の封鎖預金分離時までと限定した。政策体系としての金融緊急措置の形成過程で考案された諸政策の展開過程総体を金融緊急措置にひきつけた形でとらえ、それらの展開に即して適当な時期までを金融緊急措置の過程としてとらえることは当然のこととしてあり得るものである。この資料集でとった時期画定はひとつの選択であるとしてご了解いただきたい。

### 三、金融緊急措置立案・執行過程の時期区分

#### 時期区分と資料のグループ化

本資料集においては、資料を基本的には単純に日付順に順列した。日付の明らかでない資料については編者において考証のうえしかるべき個所に配置し、その根拠を注記した。資料を日付順に配列した理由は、主題が金融緊急措置の立案及び執行の過程に集約されており、その総合政策としての政策形成過程の再構成が本書の主目的であるからである。従って、目次が政策立案・実施年表の代用となる。ベースとなる愛知ファイル「金融緊急措置」は基本的に政策形成過程に則して日付順に編纂されており、これに収録された資料で日付不明なものは、明らかな補強証拠がないかぎり、綴り込み順を日付順とみて取り扱った。

日付順の資料群を以下のグループに区分して編集した。このうち、グループII、III、IVが、愛知ファイル「金融緊急措置」を主体に編集された部分である（ただし、区分されたグループの主題とのかかわりで、当該期間外の日付の資料が含まれることもある）。

- I. 戦後インフレ諸対策の立案（敗戦前後に始まる時期）
- II. 緊急措置の総合化過程（昭和二〇年一月二〇日に始まる時期）
- III. 緊急措置の法令化過程(1)（昭和二二年一月一日に始まる時期）
- IV. 緊急措置の法令化過程(2)（昭和二二年一月二〇日前後に始まる時期）
- V. 緊急措置の発動過程（昭和二二年二月一七日～八月二二日）
- VI. 英文資料

#### I. 戦後インフレ諸対策の立案

昭和二〇年一月二〇日の「社会経済秩序安定緊急対策二関スル件（案）」の起案以前の時期である。金融緊急措置を構成する諸政策が総合政策としての金融緊急措置としてまとめられる以前における個別の立案過程、これらが総合

化される契機の発展過程を資料構成する。

金融緊急措置資料集と銘打つ本書にとつては「前史」とも受け止められがちなこの時期の資料群を大量に収録したのは、第一に、敗戦後数カ月における、とりわけインフレーション防遏、より中期的には財政の再建、金融コントロールの回復を指向する諸政策の立案の意義を、金融緊急措置の立案過程に視座を置いて照射することによってとらえなおし、敗戦直後の数カ月を金融緊急措置政策体系にひきつけてとらえなおせばどのような見え方がするのかということ、本書編集の機会に試みようという意図に基づいている結論先取りのには、この期間のある時点から金融緊急措置の立案は実質的に始まっていたというべきであり、この意味で「前史」という単純な時期区分は正鵠を得たものではないが、かかる分析的視角は本書編集の課題にはふくまれないと考えている。

第二には、いうまでもなく、「前史」から金融緊急措置立案過程をながめることによって、その歴史的な位置づけを鮮明ならしめること、とりわけ、金融緊急措置が戦後初期の財政・金融・経済政策の展開のなかでいかなる部分を構成し、いかなる課題を担うべきものとして形成されてきたのかを明らかにすることである。この作業において、皮相な政策系譜論の見地への矮小化の回避に留意せねばならないことはいうまでもない。

このため、グループIの資料群のちに金融緊急措置として立案され、ないしは実施された政策要素の系譜的原点ないしは原形さがしという観点から編集されたものではない。この期間の諸立案についての総体的な把握を通じて、上記の課題に対応すべく構成したつもりである。その結果として、個別的にみれば金融緊急措置を最も広義にとつてもそれと直接にかかわらない資料も収録されていることにご注意いただきたい。また図書体裁として、「前史」部分が必要以上に肥大化したのはたんなる編集能力の問題である。資料グループIの相当部分は、「昭和財政史」終戦から講和まで「第一七巻「資料(1)」」に収録済みであり、このことは「財政史」資料巻の一翼を形成するという本書の任務

を超えるものではあるが、編者の企図を受容していただければ幸甚である。

従つて、本資料集を最初に利用されるに際しては、まず資料グループIをとばして、グループIIから入っていかれることを、ひとつの方法としておすすめすることもできると考えている。

## II. 緊急措置の総合化過程

昭和二〇年一月二〇日付の「社会経済秩序安定緊急措置ニ関スル件(案)」が金融緊急措置の立案プロジェクトの開始を画する文書であることは繰り返して述べた。これは、タイミングとしては、戦後初期において司令部が財政問題についての方針を具体的に提示した基本的指令である覚書「戦時利得の排除及財政再建」(SCAPIN第三三七号)(資料I-39)の発出の過程と一致している。同覚書は一月五日の閣議了解「財政再建計画大綱要目」(資料I-36)にとりあえずまとめられた財政政策及びこれをふまえた一月一六日付の日本政府覚書に対する司令部の回答の形式をとるものである。覚書交換、その説明・解釈等をめぐる一連の司令部交渉を通じて、大蔵省当局は司令部の発想と政策をかなり具体的かつ細目にわたって把握することができた<sup>\*)</sup>。その状況判断のもとに、大蔵省は従前から集積してきた立案を総合化する緊急措置のプロジェクトを発動させたものと推察される。

以後、大蔵省大臣官房文書課を中心とする金融緊急措置立案作業は急速に進められ、預金封鎖、新旧銀行券交換等の具体的な手続きにいたるまで施策の検討が積み重ねられているが、昭和二〇年内においてはそれは大蔵省内の立案にとどまるものであり、この期間を区切って一期とした。この資料集のハイライトをなす部分である。

グループIIの主体をなすのは愛知ファイル「金融緊急措置」であり、他のソースから関係資料を補足したが、文書課を中心とするプロジェクトの進行を再現するため、愛知ファイル以外の資料はIIとして区別し、まとめて後尾に配列した。

この時期の金融緊急措置プロジェクトの立案作業が省内でどのレベルまでのクリアーを得つつ進められたのかは、資料的には確認することはできない。関係者からのヒアリングによれば、事務当局が金融緊急措置の実行を大蔵大臣に進言したのは二月三一日のことであるとされている。<sup>\*</sup>しかし立案作業がそれ以前において専ら事務レベルで行なわれたとする証拠もない。政策要素の基本線はすでにIの時期において大臣レベル、さらには閣議レベルまでクリアーされているものであったが、他方モラトリアムの施行は大蔵省首脳が公の場で繰り返し否定してきたものである。

また、大蔵省各部署のファンクションと金融緊急措置立案作業のかかわりも必ずしも明らかではない。文書課の所掌事務は現在のものより広範で、現在大臣官房調査企画課が行なういわゆる官房調整機能、政策企画機能を有していた。この点からすると、総合政策である金融緊急措置を文書課主導で立案したとみるのが妥当とも考えられるが、前述のように、またIIの資料群にみるように、愛知ファイル以外の資料が非系統的であるために、愛知ファイルの意義を相対的に位置づけることはできない。

### III. 緊急措置の法令化過程(1)

この時期は、金融緊急措置案が内閣レベルに提起され、政府レベルでの文字通りの総合政策として準備される段階の前半である。この段階にはいると、内閣の調整によって、所管官庁に任務が分担され、大蔵省においても、金融緊急措置として実施すべき内容の具体化として、その法令化、すなわち勅令、省令等の立案作業が開始される。同時に政策体系の拡大・整備がはかられ、あらたな構想(例えば復興金融会社構想)をふくむ立案が行なわれる。このような特色をもつ時期であり、プロセスは法令化作業に限られるわけではないが、金融緊急措置が帝国憲法第八条第一項にもとづく緊急勅令群を中核として執行されたものであることに着目して、表題とした。

IIIについてもIIと同様、愛知ファイル以外の資料をIIIとして別建とした。IIIとIIIの関係についての問題点もIIの場合と同様である。とくに、IIIの時期になると、政策の法令化が課題となり、金融緊急措置令、日本銀行券預入令(いずれも制定時の名称)等、直接に銀行局(金融局)の所管であり、II段階とは異なって実務レベルでの具体的な事項の検討が繰り返されるわけであるから、銀行局ファイルが欠落することの問題はおおきい。銀行局が金融政策の流れのなかで金融緊急措置をどのように受け止めて参画したのか、モラトリアムについていかなる議論と見通しをもっていたかなど、今後の資料発掘にまつところは多い。金融緊急措置の評価についても、その目的は危機的状況にあった金融機関の救済にあつたとする批判的見解が通説的であるが、少なくとも収録資料からはかかる企図は読み取れない。結果論的にはこの見解を全く的外れと断ずることはできないのであり、金融機関を監督する銀行局が金融緊急措置として指向された目標とは独自の位置づけを有しているこの政策を活用しようとしたかどうかについても、この資料集からは検証できない。もうひとつの限界性は、前述のように、内閣レベルの総合政策化されたこの時期にあって他省庁資料を収録しなかったことであるが、ここでは繰り返さない。

IIIの終期までに勅令等の立案は用意され、勅令の枢密院審議の準備も行われ、発動の準備がひとたびは整えられた。

### IV. 緊急措置の法令化過程(2)

基本的にIIIの続きとみなされる時期であり、金融緊急措置が実際に発動されるまでをカバーする。あえてIIIと区分する必然性はないが、金融緊急措置を構成する諸法令案の司令部承認申請を画期に区分したものである。その根拠は、司令部による法令案チェックをめぐって日本政府の思惑が外れ、法令案の多くの個所で修正が余儀なくされ、措置の発動が政府の予定からおおきくずれこみ、そのことが、金融緊急措置の少なくとも形態を変えたと思われることである。司令部との往復が重要契機となるので、グループVIの英文資料を併せ参照することが必要である。英文資料を別途まとめたのは、組版製作の技術的理由にすぎない。



日本政府の見通しは、司令部が法令案のあれこれの条文について個別にチェックすることはなく、まして細目にもたる修正を要求することはないというものであったと推察される。それを前提に、国内の手続きを進行させておき、二月早々には緊急措置を発動すべく準備が完了していた。日本政府がこのように考えたについては十分に根拠がある。金融緊急措置を構成する政策の基本線は、グループIの資料群の検討にみるように、司令部との往復を経て形成された戦後経済再建政策の基本線上にあり、その推進をはかるものであって、司令部からの根底的なクレームがつく懸念はなかった。とくに金融緊急措置のうちの通貨措置は、「深刻なインフレーションは、占領の終局の目的の達成を大いに遅延させる」から日本政府に対し指示するインフレ回避のための「あらゆる実行可能な努力」(「日本占領及び管理のための連合国軍最高指令官に対する降伏後における初期の基本的指令一九四五年一月一日SWNCC五二/七」としてのドラスチックな施策を執行面で基本的に司令部の援助を受けることなしに実施しようとするもので、かつヨーロッパ諸国に類似の先例もあって、司令部の態度もこれを基本的に支援するものであったはずであった資料VII)。また二一年初という時点を考えると、司令部の経済政策への取り組みは、財閥解体、農地改革等戦略的位置づけをもつものを除き、やや後の時期にみられるような細目にわたる介入はなされないのが基本であったからである。

司令部の通貨措置における主張は、日本政府の証紙貼付案に対してあくまで新銀行券の準備を主張して譲らなかつたこと(最終的に大蔵大臣が出馬して認めさせる)についてみると、一般的には合理的ではあるが、緊急断行をなにより優先すべき措置に対する政策的対応とは思われない。いずれにしても、経済的非武装化の課題とは直接につながらない国内経済に関する個別政策のあれこれの局部に司令部が介入するパターンが、ここに現われ、結果として、主として司令部との往復により金融緊急措置の発動が遅らせられた。

## V. 緊急措置の発動過程

「発動」過程の意味づけとグループVの資料群の性質についてはすでに本書全体としての構成及びこの資料集への収録資料の範囲画定に関しての説明でご理解いただけるものと思われるので、繰り返さない。

グループVの構成上の特色について述べておきたい。

第一に、活字資料がおおきな比重を占めていることである。それはひとつには公布された勅令等の法令の全文を収録したことである。二一年年頭以来法令の起案を中心に緊急措置の形成が進められ、また最終局面に至って法令の書きぶりをめぐって司令部との応酬が繰り返された経緯からいって、容易に参照しうる法文ではあっても収録を省略するわけにはいかないと史料する。

ふたつには、預金封鎖、封鎖預金の取り扱い、臨時財産調査令による金融資産調査の具体的細目等、活字化されて一般にひろく配布された資料である。これらの資料は当時にあっては経済活動を営むあらゆる法人・個人が目にしたはずのものであり、珍しくもない大量配布印刷物であったが、こうした資料はとくに保存されることなく消滅してしまふケースが普通であると考えられるので、かなり長文のものもあるが、ここに収録した。金融緊急措置を構成する政策が具体的な執行レベルでいかなる体系と細目をもっていたのかをまとめて記録にとどめておくことには意義があるものと考ええる。

第二には、大蔵省内部での政策形成プロセスの資料が少ないことである。これは第一で述べたことの見合いで相対的に少なくなったという意味ではない。また、「発動過程」と称しても、金融緊急措置に関する大蔵省の業務が、その執行のための全く技術的な課題に移行してしまつたからでもない。発動と同時に様々な手直し、細目の明定化が必要

とされ、さらには生産再開により力点を移しつつあらたな施策が展開され、当然、それらの立案ペーパーが存在するはずである。問題は、発動過程に至った金融緊急措置の展開段階と大蔵省内でのその所管関係にかかわっている。グループIIIの説明で指摘したように、金融緊急措置の立案が具体化するにつれて、その実質的な部分に占める銀行局の比重が増大したものと思われる。このことを実証する材料はないが、これが資料状況に反映し、Vの時期の愛知ファイルはそれ以前に比して質的水準が低下したものとなっている。他方で、これは繰り返しているように銀行局資料は系統的に残されていないため、結果として、政策形成にかかわる情報が弱体となった。このため、発動と同時的に行した金融緊急措置の「修正」及び「変質」の過程を、資料構成によって再現する試みは、成功したとは言い難い。

#### VI. 英文資料

英文資料を別建としたのは組版制作の技術的事由にすぎない。本来はグループI-Vのしかるべき個所に配列されるべきものである。また、読者の利便のためには、翻訳のうえ収録すべきものもあるが、とくに勅令等法令のチェックをめぐる司令部往復の文書は、法令の条文、その書きぶりが問題となつてその逐語的点検がなされたこと、また場合によっては司令部起案条文の日本の法令用語への置き換えが問題となることの原因から、安易な翻訳はミスリドを惹起するおそれもあり、とりあえず英文のまま収録したものである。

グループVIの資料のうち出所としてNational Archivesと示したものはアメリカ国立公文書館(National Archives and Record Service) ストランド分館に保存される司令部文書より複写・採取して大蔵省に保存されているものである。しかしその採取作業は大蔵省財政史編纂のため、一九七〇年代初頭から前半にかけて行なわれたものであつて、当該資料の整理及び公開体制が未整備であり、作業時間の制約もあつて十分な調査を行ないえたわけではない。現在では文書の整理・公開も進展し、国立国会図書館による司令部文書の悉皆調査・複写作業も進められているので、資

料状況が大きく変化しているものと思われる。従つて、ここに収録した資料は大蔵省が現に所蔵するもののなかから選別したものと限界性をもっていることをおことわりしておく。

#### 四、資料解題

##### I. 戦後インフレ諸対策の立案

敗戦に直面した大蔵省の最重要関心事のひとつは通貨問題であつた。それは第一には敗戦に随伴する通貨秩序の混乱、これに伴う経済的・社会的危機への懸念、第二には、占領軍の軍票等使用への対応、第三には外国通貨との交換性回復と為替レート問題である。資料I-2はそのための包括的調査である。作成の経緯は不明だが、結果として敗戦直後の政策検討の参考資料となる。内容的に、各国の通貨改革の紹介、占領地における軍票使用状況及び為替レートの調査から構成される。なかでベルギー、オランダ等の通貨措置は形態のみみればまさに金融緊急措置のモデルである。この種の調査資料は一般的には、たとえその内容に系統的にのちに実現する政策の要素がふくまれているとしても、当路者の頭づくりの背景となることは推察できても、その間の関係を論証することはむずかしいという承知のうえで、ここに収録した。このテキストは大蔵省に保存されており、また当時の内閣総合計画局で議論の対象となつたという事実(本書序文参照)のみを指摘しておく。資料I-1は資料I-2の素材となる戦時中の調査からベルギーの例を紹介した。資料I-3、I-5は、インフレ対策立案に向けてとくに第一次対戦後ドイツの先例を意識しつつ進められた検討の参考に使われたと思われる調査資料である。

インフレ対策としては資料I-7、I-8などを経て資料I-12の大蔵大臣演説(二〇年九月一日・三日)が現われる。その趣旨は、インフレの危険性を広く国民に啓蒙すること、インフレ対策を資金面では財政・金融の総合政策

として、資金面とあわせ物資とくに食糧の対策、労働、為替まで包含する総合政策として構築したことである。通貨措置については、モラトリアム、銀行券切り換えを明確に否定している。占領軍が軍票を所持することが判明してからの大蔵省の精力は軍票使用阻止に向けての占領軍との交渉に集中された。<sup>\*</sup>なにより大蔵省は日本占領地域での軍票等使用の結果としての経済破壊の実態を「加害者」としての立場から熟知していたからである。<sup>\*</sup>九月初旬において占領軍軍票問題が実質的に結着し、日本政府が貨幣高権の保持に成功し、賠償方針の未決定という難問をかかえつつも日本政府の手により財政金融政策を組み立てていく条件が一応成立した。資料I-12の演説はかかる背景をふまえた日本政府としての立場を闡明したものである。

二〇年九月中旬から一〇月にかけて財政再建中期計画の策定、二一年度予算作成の作業が進められる。時期的に次年度予算の作成が課題となり、このためには中期的な財政見通しの確立が不可欠という関係である。歳出面では方針未決定の賠償と並んで戦時補償問題があり、これをめぐる議論がたたかわされていたが、政府は基本的にその負担を履行する立場をとった。しかしそれを前提とすると財政収支の見通しは全く立たないという困難があり、様々な試算と議論が積み重ねられた。この過程で財産税、戦時利得税構想が浮上した。こうしたなかで、発想の根底的な転換を企図して、少壮官僚(事務官クラス、事務官は現在の制度で課長補佐に当たる)によるフリーディスカッションが行なわれている(資料I-20、I-26)。これらの集約によって資料I-27からI-31へと立案が重ねられ、十一月二五日の閣議決定「財政再建計画大綱要目」(資料I-36、I-37)にいたる。

「財政再建計画大綱要目」は財産税・戦時利得税の創設を政府レベルでオーソライズした。その情報と発想は戦後最初期からあり、財政見通し作成作業の経過のなかでその必然性が確認され、財政及び経済再建の不可欠の一環として位置づけられたものである。一〇月末にいたって財産税そのものの構想とその手続きが具体的に起案され、一連の

文書が作成された(資料I-32、I-35)。財産税徴収のための手段としての流通通貨預入・銀行券切り換え措置についてもこの時点ですでにまとめられている(資料I-34、I-35)。資料I-34の通貨引き換え・預金封鎖案はすでに技術的には成案のレベルをもつものである。ただし専ら財産税徴収の手段としての立案であり、施行期日は二一年八月一日頃と想定されている。

閣議決定を受けて政府は司令部との折衝をもち、その結果として一月二四日に覚書「戦争利得ノ除去及財政ノ再建」が発出された(資料I-39)。この覚書(及びその前後の接触で明らかになった司令部の態度)を基本線として大蔵省の政策が組み建てられていくことになる。財産税創設もこの覚書によって司令部から指令された形になり、戦後財政再建政策の一環としてその導入方が帝国議会等の場で公式に表明された(資料I-40、I-41)。

財政再建についての議論が進行する一方で、物価統制系統の一連の立案がある(資料I-9、I-13、I-31)。物価統制政策は系譜的にはまさに戦時統制そのものの形態をもつものであるが、経済統制としては最高度の水準をもつ物価統制の理論と実践の蓄積をふまえつつ、戦後のあらたな事態への対応、とくにインフレ対策として位置づけ直された。統制の手法は戦後的なものへの編成替えが構想されているが、基本的に戦後経済の運営に統制が不可欠であるという認識に立脚し、インフレ傾向、通貨情勢の悪化に伴なって、統制再開・強化を提唱する潮流をなした。

例えば資料I-6、I-16、I-19、I-29に示されるような懸案事項設定に従って、各分野での勉強が行なわれている。とくに食糧問題は終戦直後から大蔵省が格別の問題意識をもって取り組んだ課題で、ここでは資料I-10としてその一端を紹介した。ここに収録できなかった資料をふくめて、注目すべきことは、大蔵省が、農林省などから情報を収集しつつも、食糧生産・供出・集荷などの具体的細目にまで立ち入って独自の実践的な立案を行なっていることである。かなり早い時点から、大蔵省が食糧問題をフェイタルであると認識していたことがわかる。I-6の事

項中で大蔵省所管でないものとして、住宅問題についても大蔵省独自の取り組みがみられる例であるが、収録は省略した。

金融プロパーの資料は乏しいが、資料Ⅰ-42として産業資金法構想を示した。同法案は戦時金融統制の手法を援用しつつ金融統制を実行しようとするもので、条文は戦時金融統制法規そのままの寄せ集めであるが、金融局レベルでの内部検討にとどまる案ではなく、文書課でとりまとめた「第八十九回帝国議会関係書類」ファイルに綴りこまれており、「産業資金法(仮称)」は同議会提出見込法案のリストに登載されている。採録しなかったが、文書課の同ファイルには戦時中の貯蓄奨励法令をひきうつした「国民貯蓄増強法案」もともにふくまれている。「産業資金法案」的な統制立法の検討のプロセスは十分には明らかでないが、金融緊急措置の立案と併行して続けられ、その一環としての資金融通規制政策として実現していくことになる(「産業資金法案」は昭和二十一年一月末の文書にもその名が現われる(資料Ⅳ-14)。この時点で金融局が金融当局としての立場から通貨措置をどのように受けとめて議論していたかが不明なのが、本資料集としては大きな欠陥部分である。

グループⅠの締め括りは欧米諸国通貨政策の調査である(資料Ⅰ-47)。参考として供されたのはⅠ及びⅡの時期にまたがるが、すでに財産税構想の一環として預金封鎖・通貨切り換えの実施を決定してその準備を進めるという立場から、諸国での事態の進行に注目していることを示す資料である。資料Ⅰ-2の増補改定版であるが、資料Ⅰ-2でもうひとつの緊要の関心事であった占領地軍票についての調査は当然のことに脱落している。

## II. 緊急措置の綜合化過程

資料グループⅡ、Ⅲ、Ⅳ(その本体部分)は金融緊急措置プロジェクトの事実上のとりまとめ役である愛知文書課長のファイルであって、個々の資料の考証や位置づけ等については贅言を要しないと考える。基本的に原ファイルの形

態と雰囲気を再現しよう編集したつもりであるので、資料そのものに即して検討されるのが近道である。

昭和二十一年一月二〇日付「社会経済秩序安定緊急対策二関スル件」(資料Ⅱ-1)から金融緊急措置プロジェクトは始動する。資料Ⅱ-1は社会経済秩序安定緊急対策の始動時点での全容を要領よくまとめた政策文書である。当面の方針は「通貨価値、食ノ安定及就業対策二擬集」され、新旧通貨引き換えと預金封鎖とする通貨措置が施策の最重点課題として位置づけられた。資料Ⅱ-2は通貨措置を筆頭とする重点施策の内容についてより具体的に展開しており、通貨措置として行なうべき内容がモラトリアムであることを明確化し、繰り返しの用語を用いていることに特色がある。モラトリアムの実施はここでは第八九回帝国議会解散後(実際の解散は二月一八日)とされているが施行予定日は資料だけからはわからない。

資料Ⅱ-3、Ⅱ-4はこれを受けたディスカッション・ペーパーである。Ⅱ-3では新通貨準備の応急策として、現行版の色替え印刷、スタンプ押捺、引換銀行行印押捺の案が提示されており、正式の新通貨準備に関連してデノミネーション的発想も若干頭を出している。封鎖後の払い出し許容額について、食費の積算からひとり月一〇〇〇円という金額が算出されている。Ⅱ-4は食糧対策及び就業対策について、Ⅰの時期の研究・検討をふまえてきわめて詳細な検討がなされており、総合政策としての社会経済秩序安定緊急対策の立案についての大蔵官僚の勉強ぶりが知られる。一方では、総合政策としての発動の必要性が強調されつつも、インフレ激化への対応として大蔵省の直接の所管である通貨措置の先行的単独断行の可能性の含みもたせており、このことは金融緊急措置の現実の発動過程までつねにつきまとう問題でもある。

資料Ⅱ-5では「預貯金ノ一時封鎖、貸出ノ制限、並ニ通貨ノ引換」を二〇年二月か二十一年一月、「戦時利得税及財産税ノ徴収」を二十二年三月までに行なうというタイムスケジュールが示される。二十三年三月に封鎖解除、統制撤廃

を行ない、「新安定経済ヲ確立」する展望を描いている。資料II-6は資料II-5の趣旨をやや抽象的・理念的に展開したものである。

資料II-9、II-10は預金封鎖についての実施要領案であり、II-10は銀行局で起草されたことが明らかである。銀行局での検討・起草、文書課での調整の交互作用を経て政策が緻密化・現実化されていく過程の一端がうかがえる。資料II-11は大蔵省として、社会経済秩序安定緊急対策が内閣レベルへのぼらせられて政府の総合政策として位置づけられるべきであるという考えを起草したものである。文書に日付はなく、原ファイルの綴込み順を信じるとすれば二月二日～二五日頃となる。社会経済秩序安定緊急対策は大蔵省にとって他省所管事項をふくんでおり、実行段階となれば当然各省との連携プレーが必要であることは自明である。この文書は大蔵省としての立案が、内閣レベルへ上程する準備が一応完了もしくはその見通しが得られた段階に到達したことを示すものとみられる。大蔵省における金融緊急措置案の検討、政策要素の諸細目にいたるまでの検討を経て、再度政策の構造を要約し、政策体系のなかでの大蔵省の任務を明確化し、そのうえで内閣及び各省の総力を結集して緊急対策を実行すべきことを提唱している。

資料II-7(物価問題)、II-8(食糧問題)、II-12(財産税問題)はそれぞれ態様を異にするが、すでに社会経済秩序安定緊急対策の総合化を前提として、各々の問題が密接に関連しあっている構造が知られる。このなかで、年末に向けて食糧事情が急速に悪化しており、資料II-13、II-14は大蔵省の食糧問題に対するせっぱつまった危機感を如実に示している。資料II-13は食糧危機にただちに手を打たなければ財産税創設によるインフレ防遏の企図は無効となるばかりでなく、「我国ヲシテ国家社会タル機能ヲ喪失セシムルニ至ル公算極メテ大」として、食糧問題こそが枢要であることを情勢に即して再確認し、米麦専売等に実施を提案している。

資料II-15、II-17、II-18は通貨措置の具体化に向けての検討の進行を示す。但し、新銀行券代用券については、スタンプ押捺を適当として押捺作業の具体的検討まで行なったり(資料II-15)、簡易引換証紙貼付を提唱する(資料II-18)などの案が入り乱れている。

資料II-19は年末ギリギリにまとめられた内閣への上程向け大蔵省ペーパーの決定版と思われる。内容はこの目的のために集約されており、第一に政治力の結集の必要性を強調し、第二に具体的な措置として食糧難打開策を掲げ、第三にこれを補完すべき措置として総合政策の諸要素を列挙するという構造である。預金封鎖・新旧券引換という大蔵省プロパールの施策は最後に付けたりのように顔を出させて別紙で詳述という形式も、通貨措置という一方でドラチック、他方でテクニカルな問題に眼をうばわれることを避けて問題の所在を鮮明化し、それに向けて総力を結集することを解くというこの文書の性格を示す。資料II-20は内容的には「政府が」「食糧ノ強制管理ヲ中核トスル綜合案ヲ提案」するに際しての「基礎ヲ説明スル」もの、すなわち資料II-19の説明資料である。直接には対司令部接触の準備ペーパーらしく思われるが、タイミングからみて、対内閣及び各省説明にも用いられたものと考えられる。

資料II-8によって、財産税法立案にひきつけた形での当時の大蔵省各部署の課題と任務分担関係を知ることができる。金融緊急措置そのものに即してのこのような関連一覧は見当たらない。

II'資料群のひとつの系列は主税局における財産税法立案に関するものである。資料II-1、II-8、II-11、II-12、II-13である。財産税法の施行は確定された方針として、主税局で立案作業が進められ、そのなかで預金封鎖及びそれにはじまる金融資産調査について具体案の緻密化が進行し、金融緊急措置の要素として取り入れられていくことになる。財産税等の法案そのものについてはこの間司令部との折衝が繰り返され、二〇年二月三〇日に財産税法案、個人財産増加税法案、法人戦時利得税法案の各要綱が閣議決定のうえ、同三十一日に司令部に提出された。<sup>\*</sup>前述の

とおりの金融緊急措置の大蔵省段階でのとりまとめとタイミングが一致していることが明らかである。

もうひとつの系列は物価安定措置立案である。資料Ⅱ-5、Ⅱ-6、Ⅱ-7など、また戦後通貨物価対策委員会関係の資料はここには原則として収録していないが、その場で通貨措置に関する議論が盛んに展開されており、その代表として資料Ⅱ-9を採録した。昭和二十年一月二十八日には大蔵省に物価部が設置されて戦後の物価対策に取り組むことになったが(組織としては二年八月二日に内閣の物価庁となる)、戦時統制以来の蓄積を有する物価行政系統のノウハウが金融緊急措置の内容の実質的な部分の形成にはたした役割はおおきいものと思われる。

資料Ⅱ-2の司令部指令は通貨発行についての司令部許可の根拠となるもので、たとえばのちに司令部が証紙貼付に強硬に反対した際のように司令部が金融緊急措置をチェックする根拠となる。

資料Ⅱ-14は地方情報を大蔵本省で直接掌握しようとした調査報告、資料Ⅱ-15は金融緊急措置の立案の一応の到達階をふまえた地方局長への説明と意思統一の会議記録である。

プロジェクトが始動してからの立案の進行は極めて急速なものである。それは、先行する諸立案の蓄積の成果でもあるが、他面では、モラトリアム、預金封鎖の立案が極秘に進められたにもかかわらず、財産税創設とのかかわりでそれらの実施方の風説が広まり、これに伴って、預金引出し、換物の動きが激化し、これがインフレ、物資の隠退蔵、食糧事情の悪化を促進する方向に作用するという事態が発生したからである。このため、政策体系のうちとくに通貨措置の即決・断行が促進された。

### Ⅲ. 緊急措置の法令化過程(1)

金融緊急措置の構想は、昭和二十年二月三日に大蔵大臣までクリア<sup>\*</sup>され、大臣は二一年元日に年賀参内の際に内閣書記官長に通じ、一月二日には総理官邸において各省連絡会議が開催されるはこびとなった。資料Ⅲ-1がそ

の記録で、要領のよい愛知氏手書きメモによって問題の要点が整理され、各省のやりとりが活写されている。メモの議論は主として食糧問題であり、当然のこととして、内務省警保局が格別の関心を払っているようすが明白である。

資料Ⅲ-3はこうした議論を経て政府レベルの措置要領案として一月三日付で起草されたものであるが、一見、二月中旬に大蔵省で起草された資料Ⅱ-19と同一(ごく一部を修正)であることがわかる。

資料Ⅲ-4は一月四日付で銀行局で起草された勅令案第一次案である。「金銭債務ノ支払、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令」として、内容としての金融緊急措置令と日本銀行券預入令の根幹部分をふくみつつ全文九箇条で実質的な定めは第五条までという法三章的法令案で、第一条において単純にモラトリアムの施行を、第四条で日本銀行券の引き換えを定めている。第二条には金融機関による資金貸付、手形割引を禁止する条項がある。勅令に書き込むべき日程はこの案の検討により、モラトリアム期間は一月三十一日から七月三十一日まで、旧通貨の通用停止は二月十九日となった。第五条の新銀行券については、書き込みにより、証紙貼付が想定されていたことがわかる。一月四日案は省令(資料Ⅲ-5、ただし省令案要綱)で実質的な内容を定めるといふ構造であったが、一月六日案である資料Ⅲ-6になると、勅令に実施の細目を採り込み、一三箇条構成で条文も長文となった。一月七日の大蔵省での会議にかけられ、勅令としての形式も整えられたもので、大蔵省として、必要とあらば閣議・枢密院へ持ち込める準備をはやくも完了したことがわかる。ただし資料Ⅲ-6の書き込みみるように、モラトリアムの取り扱いをめぐって議論がたかかわされている。資料Ⅲ-7はこれに対応する省令案である。

資料Ⅲ-8は金融緊急措置が生産の再開を阻害することのないよう格別の補強策を講ずるといふ当初からの構想のための立案で、このなかで特別の勅令の制定が論じられているが、なお研究途上の草案的色彩が濃い。資料Ⅲ-9(食糧問題)、Ⅲ-10(農村必需物資問題)、Ⅲ-11(失業対策)はほぼ一月七、八日頃に総合政策を構成する諸政策の法令化な

いしは具体化が進展しつつある状況を示している。

資料Ⅲ―12、Ⅲ―13において、勅令案が分割されてのちの金融緊急措置令と日本銀行券預入令のセットとなる構造がはじめて現われる。勅令の題名としては、分割の段階で「預金等ノ支払制限等ニ関スル緊急勅令」「日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令」となり、前者はただちに書き直されて「金融緊急措置令」となった。ここで「金融緊急措置令」の呼称が現われるが、これは原ファイルでの文書綴り込み位置を信用すれば一月七日ないし八日のことである。資料Ⅲ―12、Ⅲ―13での重大な修正は、従前案の一般的モラトリアムの規定を、旧券の金融機関への強制預金と、金融機関に対する預金等債務の支払い制限の命令を組み合わせる形式に変更したことである。大正二年及び昭和二年のモラトリアムは金融取引連鎖の崩壊防止を目的とし、支払能力のある銀行等が債務支払を為すことは禁じていないのに対し、この条項は、既存購買力の封鎖そのものを目的として一律に債務支払を制限したものである。<sup>＊10</sup>金融機関の貸付・手形割引禁止条項は、金融緊急措置令第四条として、大蔵大臣が金融機関に対して資金の運用の制限・禁止の命令を発することができる規定に変わっている。この委任条項が、金融緊急措置令を使い勝手のよいものとし、その本来的任務終了のちまで延命させる要因となった。ここで、実際に公布された勅令の原形が形成されたことになる。以下愛知ファイルには勅令案の書き直し案が数多く綴り込まれ、書き直し過程を逐条的にフォローすることも可能であるが、本資料集では要所における案を選択している。

資料Ⅲ―14は法令案の起草等をうけて総合政策を政府レベルでオーソライズする閣議決定である。ここでいわゆる金融緊急措置の公式の呼称であった「経済危機緊急対策」の用語が用いられる。この閣議決定は異例な形をとっており、「第一、食糧対策」を閣議決定、「第二、通貨対策」は「時間ノ都合上未決定」とされる。形式的にも、資料の注でしめしたように、一般的な閣議決定の手順が踏まれていない。「時間ノ都合」というアイマイな事由の真相は不明で、

他の資料によれば通貨措置に関する機密保持のためとされる。資料Ⅲ―15は総合政策としての実施事項と実施順序をまとめたものである。

資料Ⅲ―17は復興金融金庫の原形を立案したものと注目すべきであるが、その「第一」の「狙ヒ」に述べられているように、これが総合政策の一環としての位置づけをもつこと、また生産再開に向けての施策としても、資料Ⅲ―16の企業資金緊急措置とセットになる構造を有することもおさえておく必要がある。生産再開に向けて、企業資金緊急措置は非生産的部面への資金流を金融統制により排除しようとするネガティブな性格をもち、復興金融会社案はいうまでもなくポジティブにそれを支持するものである。復興金融会社案は承認的には二〇年一二月の金融制度調査会の建議にもとめることができ、<sup>＊11</sup>おそらくは金融プロパーの議論の蓄積をふまえて、政策案としての成熟度の高い案として作成されている。この段階での構想は復金を復興部と整理部の構成とし、整理部にのちの金融機関再建整備のプロセスの肩代わり機能を担わせようとするものであった。生産再開へのこの施策セットは、一月二二日付のⅢ―35、Ⅲ―36として展開せしめられる。復興金融会社設立構想は資料Ⅲ―36の案でほぼ成案に至るが、ここでは一月二三日案の整理部構想は脱落している。この脱落は資料Ⅲ―17の段階でも想定されていたものであり、復金形成過程そのものに即してみれば修正にあたるが、政策セットないしは総合政策体系についての変更をもたらすものではない。

設立の方針は二月一八日に閣議で確認される。一月二二日案はさらに資料Ⅲ―37の新旧会社分離案をもその構成要素としている。旧会社は復興金融会社一月二三日案の整理部に金融機関を介して対応するものであるが、整理部構想が脱落した一月二二日セットにはこれに代わる具体的な提案は、少なくとも愛知ファイルには見出せない。ここで形成された政策セットは復興金融金庫の設立と復金融資の開始、金融機関及び企業再建整備の体制構築と実施として二半年半ば以降に実体化される。前述のように、占領軍に命じられた戦時補償打ち切りを日本経済再建にビルトインして

政策体系を構築するための重要な環として位置づけ直されて実現されたわけである。

資料Ⅲ-18は勅令案の枢密院審議の説明資料であり、金融緊急措置令・日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令はこの段階で公布をまつばかりとなった。おなじころ臨時財産調査令案の起草が進められ、日付不明の資料Ⅲ-19、一月二〇日付の資料Ⅲ-29（ただし未定稿）が作成される。勅令制定への手続きに並行し、省令案及び実施要領の検討が進行した。資料Ⅲ-20、Ⅲ-21がそれであり、一月二〇日には勅令施行規則要綱が検討に付された（資料Ⅲ-27、Ⅲ-28）。同じプロセスにおいて、のちの金融機関資金融通準則である規則（当初は無題で起草されている）の検討が開始される（資料Ⅲ-25、Ⅲ-26、Ⅲ-42）。

このように、おおむね一月二〇日前後に金融緊急措置発動への取り組みがスピードアップされ、政府レベルでの打ち合わせが繰り返され、問題点のチェックが行なわれた（資料Ⅲ-23、Ⅲ-24、Ⅲ-30、Ⅲ-31）。総合政策を総括する要綱の起案とチェックが繰り返され、（資料Ⅲ-33、Ⅲ-34、Ⅲ-41）、また食糧対策（資料Ⅲ-39）、失業対策（資料Ⅲ-32、Ⅲ-38）等個別政策の起案も集約された。金融緊急措置の立案過程はこのころにピークに到達したものと見える。

資料Ⅲ-1、Ⅲ-2は金融緊急措置立案と並行しつつそれを物価政策の側面から支持しようとした物価部での作業を示す。物価対策が金融緊急措置と完璧に平仄の合う構造をもつことがわかる。資料Ⅲ-3は戦後通貨物価対策委員会における通貨措置に関する議論の要約である。資料Ⅱ-9をうけたものであるが、そのバックグラウンドについては、大蔵省財政史室編『終戦直後の財政・通貨・物価対策―戦後通貨物価対策委員会の記録』をご参照いただきたい。

#### IV. 緊急措置の法令化過程(2)

資料グループⅢと資料グループⅣを区分する決定的な根拠はない。基本的にⅢからの過程が継続している。ただし対司令部の関係という要因が加重されて問題が複雑化することが特色である。資料Ⅳ-1は、金融緊急措置の国内手

続きが進行しているころ、大蔵省当局のちよつとした言辭をとらえて司令部がクレームをとなえたことに関する一件である。内容的に問題とすべきものではないが、結果的には、金融緊急措置に関する司令部の対応の心証にやや影響を与えたものと思われる。資料Ⅳ-23によれば、金融緊急措置案について大蔵大臣がマーケット経済科学局長に説明を行なったのは一月二二日のことである。これ以前の非公式打診の経緯及び資料Ⅳ-1の一件とこの説明の前後関係は明らかではないが、この時点ですでに司令部の関心が並々ならぬものであることがわかる。

資料Ⅳ-2は商工省起案の隠退蔵物資管理令案要綱であり、少なくとも愛知ファイルに現われる限りでは後発であるが、この内容が二月二日までに勅令案（資料Ⅳ-18）、及び隠退蔵物資買上要綱案（資料Ⅳ-19）としてまとめられた。ここで金融緊急措置を構成する勅令案が出揃った。

大蔵省としてはⅢの段階で所管の勅令案作成は決着したと考へ、省令案の緻密化によって法令体系を構築し、発動にもちこめると言う見込みで作業を進めた。資料Ⅳ-3、Ⅳ-4、Ⅳ-5にその状況がみられる。省令案は長文であり、細目にわたるので、ここには愛知ファイル所収案のすべてを収録することは避けたことをご了承いただきたい。省令案の検討の積み重ねにより、省令案が書き直されるとともに、実施細目である大蔵省告示に書き込むべき内容を明確化された。

国内の手続きとしては、一月二六日に「経済危機緊急対策」の「実施要綱」が閣議決定、これと「進メ方ニ関スルメモ」が一月二八日に経済閣僚懇談会で了解された（資料Ⅳ-8、Ⅳ-9）。同「要綱」の趣旨は金融緊急措置の趣旨を極めて簡潔に作文したものであり、資料Ⅳ-8から引用しておく。「食糧並ニ金融緊急措置ヲ中心トスル今次一連ノ施策ハ之ヲ以テ当面ノ危機ヲ克服スルニ止マラズ国民ノ勤勞意欲ヲ振起セシメ生産流通ノ積極的振興ト国民生活ノ安定トヲ確保シ以テ新シキ日本国民経済ノ発足点トラシムルコトヲ目的トス。」「要綱」は他面では、総合政策としての経済



危機緊急対策のうち、即時実施可能な事項、早急に決定実施すべき事項、政策実施について配慮すべき事項等について、その準備の進行状況と実現可能性をふまえたうえでの課題の明確化、先後関係を述べた文書でもある。「進メ方ニ関スルメモ」中考慮すべき事項の第一に「総合政策ナルヲ以テテニ食糧対策ト金融対策トハ必ず並行シテ実施スルコト」が指摘されており、この総合政策の一貫した性格が確認されるとともに、発動に向けて、総合政策としての有機的関連をもった実施の必要性が強調されている。

資料IV-9「進メ方ニ関スルメモ」にもみられるように、司令部の承認は問題なく得られるものとしてスケジュールに組み込まれていた。資料IV-23にみられるように、対司令部説明は一月二二日以来連日行なわれ、一月二八日には勅令案・省令案が提出された。資料IV-19、IV-20、IV-21、IV-22がそれにあたる。資料の順列位置としてはIV-9とIV-10の間のものであるが、採録したテキストに司令部修正要求の書き込みがあるため、交渉経緯を示す資料の後位に置いた。またその他司令部交渉関係の資料の配列は大蔵省資料としての作成の順に従い、その内容の時系列によるものではない。また英文資料グループVIのうち資料VI-1、VI-2がともに参照される必要がある。司令部との往復はすべて文書で行なわれたわけではなく、主として渉外にあたった木内終戦連絡部長の報告を受けた愛知メモ等で補足しつつプロセスをかいまみるほかない。

勅令案を提出した二月二八日付のメモである資料IV-10にすでに司令部の反応がみられ、司令部の一貫した方針である証紙反対、政府案との懸隔がおおきい封鎖預金・自由預金の関係の問題の指摘がみられる。

資料IV-11は司令部による金融緊急措置令修正の要点を文書化したことが明らかであり、金融緊急措置体制の特色のひとつとなる封鎖支払い方式の導入を提起する資料である。書き込みによれば木内終戦連絡部長が司令部の意を体して起案したものと解釈できるが断定できず、起案者不明である。起案者不明のため、封鎖支払い方式の発案者も

不明である(資料IV-11もそのものが要点リプリント版とも考えられる)。封鎖支払い方式の趣旨と問題点は資料IV-12にみられるように明らかであり、基本的には、金融緊急措置令政府案第二条三号の「命令ノ定ムル」<sup>\*</sup>「事業経営上必要ナル支払」の預金支払禁止除外(資料IV-19)に関する一般的規定へのクレームに対応し、預金支払いに代え債権債務関係を封鎖預金の移転で履行することにより、この面からの封鎖体制の破綻を防止する意図に発するものである。しかしこの間の政策発展には飛躍があり、文書としてこの趣旨と関係を示すものは見当たらない。

資料IV-11、IV-12にみるように司令部の介入により日本政府の思惑に反して勅令・省令についてあらたな問題点をふくむ見直しが必要となり、この間の司令部との交渉経緯及び問題点検討については、資料IV-15、IV-23、IV-25、IV-26、IV-27、IV-28(VI-2)、IV-29にみることができるとともに、司令部の基本的な主張は資料VI-1に、文書化された修正案は資料VI-2(IV-28)であるので、これらとの突き合わせにより検討されたい。

金融緊急措置令・同施行規則案については、この間、二月二日頃と推定される案が起草されている(採録せず)。この金融緊急措置令案第二条は、「小切手其ノ他証券ニヨル封鎖預金相互間ノ移転ハ命令ヲ以テ定ムル場合ノ外之ヲ制限セズ」と資料IV-11の「要綱」の文言そのままの条項をふくんでいるが、同案と前後の関連は不明である。

日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令案(ただし司令部提出の案文は省令とも無題、資料集での目次題名はかりにその前段階の題名を使用)については、司令部による証紙使用反対が主要な議題となった。資料IV-25、IV-26のとおりである。この点についての司令部の主張は正論というほかに、結果としては大蔵大臣による政治的決着として証紙の使用が認められた<sup>\*</sup>。従って、この経緯も本資料集が採録しうる情報の域外にある。

司令部との折衝メモは二月一〇日付の省議メモ(資料IV-29)で終わっている(ただし原資料の形態から、異なる日付の断片メモが合体している可能性もあり、その場合も範囲は一日か二日)。ここでなお未解決の問題もあるが、以後の経緯は結

果としての法令等によって知る以外にない。原ファイルでは資料IV-29の次に金融緊急措置令・日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令案(但し無題、上述のとおり)が綴りこまれており(採録せず)、二月一〇日〜二三日のものとは推定でき。成案は二月一四日の日付と「正」の書き込みのある枢密院提出用正本である(公布されたものと同文)。この両者の相違点が、この間の決着の結果である。

金融緊急措置令については、封鎖支払条項は制定勅令のとおり書き込まれられていて変化なく、封鎖預金の禁止の規定(第一条)の適用除外を定める第三条の除外例列示が九号から二号にシフトされたことが修正点であり、「事業経営上必要ナル支払ノ為ニスル預金等ノ支払ニシテ命令ノ定ムル所ニヨリ為スモノ」はここで削除された。日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令については、第一に、二月一四日テキストで始めて「日本銀行券預入令」の題名が与えられたことである。第二には、第一条の「旧券」の規定が「命令ヲ以テ定ムル種類ノ日本銀行券ニシテ一定ノ証紙ヲ貼付セザルモノ」からたんに「命令ヲ以テ定ムル種類ノ日本銀行券」とされたことである。すなわち司令部に証紙使用を認めさせたが、それは法的には例外の措置とし、日本銀行券預入令本文から排除されたことである。

勅令案の確定により金融緊急措置の立案過程は終わり、発動への形式的、手続的詰めが行なわれた(資料IV-30、IV-31、IV-32、IV-33、IV-34、IV-35、IV-36、IV-37)。

#### V. 緊急措置の発動過程

資料V-3、V-4、V-5、V-6、V-7が金融緊急措置を構成する勅令群である。これらをもくむ法令(本資料集には金融緊急措置令施行規則と日本銀行券預入令施行規則を取録)は二月一七日付の官報号外で公布された(資料V-3の注参照)。金融緊急措置についての発表は資料V-11にみるような構成で二月二六日に行なわれ、このうち内閣総理大臣声明(資料V-10)、内閣書記官長声明(資料V-12)、大蔵大臣声明(資料V-12)、官吏に対する訓令(資料V-13)、関

係法令及び措置令要綱一覽表、金融緊急措置令、金融緊急措置令施行規則、金融緊急措置令及び日本銀行券預入令関係大蔵省告示、金融緊急措置要領(資料V-14)、封鎖預金等ノ支払ニ関スル取扱要領(資料V-18)が内閣編集の「経済危機緊急対策に就て」として活版パンフレット化されている。その大蔵省財政史室所蔵のテキストは表紙に昭和二一年二月と刷り込まれているが、奥付によれば三月二日印刷・二五日発行である。その結果金融緊急措置令施行規則の改正とその他法令の追加をふくむ(はさみこみ)ものとなっている(資料V-10の注参照)。資料V-15、V-16、V-18も同性格の実施要領群である。資料V-17は国民全般にたいして最も関係の深い日本銀行券預入令についての活版刷配布ピラである。

二月一六日付官報号外に掲載された大蔵省告示はつぎのとおりである(金融緊急措置令施行規則、日本銀行券預入令施行規則をそれぞれ措置令規則、預入令規則と略称)

第二四号―措置令規則第五条第二項第二号・預入令規則第六条第二項の規定による地域の指定

第二五号―措置令規則第五条第一項第一号の規定による指定

第二六号―措置令規則第六条第五号の基準

第二七号―措置令規則第六条第六号の規定による指定

第二八号―措置令規則第九条の規定による指定

第二九号―措置令規則第十五条の規定によるビルプロカーの指定

日本銀行券預入令ノ特例ノ件(資料V-19)は日本政府案では当然のこととして日本銀行券預入令に組み込まれていた証紙条項を独立勅令化して、本体をなす勅令群におくられて二月二〇日に公布したものである。資料V-20、V-21、V-22はその関連資料であるが、資料V-21の日付が二月一四日であることからわかるように、その準備は本体を

なす勅令群と同時に行為なわれており、現実問題としては措置の発動に影響を及ぼす性質のものではなかった。勅令にもとづく証紙の種類及び様式の公示は大蔵省告示第三〇号(昭和二〇年二月二〇日)によりなされた。証紙は千円、二百円、百円、十円の四種が用意された。口絵に、各額面の日本銀行券に当該の証紙を貼付した状態を示した。証紙貼付にかかわって、事故等により銀行券と証紙の券面金額が異なる場合が想定されるが、このときはいずれか券面金額の小さい方に従うものとされた。

金融緊急措置令、日本銀行券預入令の公布から三月三日の新旧円引換、旧券預入期限の三月七日まで、実施レベルの細目についての手直し及び補足のための検討が積み重ねられた。金融緊急措置体制の整備・手直しについての立案資料は原資料群においても内容的には断片的であるが、量的には、関係資料は対象が細目にわたるため膨大である。この資料集では、このうち、金融機関資金融通規制関係の系列を可能な範囲で収録した。資料V-31、V-40、V-41、V-42、V-49、V-50、V-51、V-52、V-53の一連の立案・法令・通牒・解説等の資料である。

上記のものもふくみ、法令の改廃による金融緊急措置の展開過程について、ここで改廃月日と法令番号をまとめておくことにする。

まず、省令の改正状況を金融緊急措置令施行規則の改正により封鎖預金が第一封鎖預金・第二封鎖預金に分割された八月一日までとみると次のとおり(カッコ内は省令番号)。

金融緊急措置令施行規則—三月二日(第二二号)、三月三日(第二四号)、三月二十八日(第四〇号)、三月三十一日(第四四号)、七月二十八日(第八二号)、八月一日(第九〇号)

日本銀行券預入令施行規則—二月二二日(第一六号)、三月三日(第二四号)、三月六日(第二九号)  
つぎに大蔵省告示の改廃状況は次のとおり(改廃のカッコ内は大蔵省告示番号)。

第二七号改正—二月一〇日(第三一号)、二月二三日(第三五号)、二月二六日(第三九号)、二月二八日(第四五号)、三月二日(第五四号)、三月九日(第一〇九号)、三月二二日(第一〇六号)、四月二七日(第三一三三号)、四月二七日(第三一四号)、六月二二日(第四八三三号)、八月一日(第六四三三号)  
第二八号改正—二月二〇日(第三二号)、三月八日(第一一〇号)、三月二〇日(第二二四号)、六月二二日(第四八四号)、八月二二日(第六四〇号)

第三三号—預入令規則第三条第二項の規定による同令第二条第二項に規定する事務取扱(二月二〇日)  
第三四号—措置令規則第一条但書の規定による封鎖預金等及び利息の指定(二月二三日)、改正—八月二三日(第六五七号)

第三八号—引揚者に対する封鎖預金等の支払手続き(二月二六日)

第四〇号—預入令規則第九条の規定による指定(二月二六日)

第四一号—預入令規則第一〇条の規定による指定(二月二六日)、第五一号により全部改正のため、三月二日廃止(三月八日第一〇三号)

第五一号—預入令規則第一〇条の規定による指定(三月二日、二月二五日適用)、改正—三月一四日(第一〇八号、三月三日より適用)

第五二号—措置令規則第二三号ノ二第一項第六号の規定による指定(三月二日)、改正—三月一五日(第二二〇号)、三月二八日(第一五八号)、七月六日(第五四七号)

第九七号—三月五日から発行する五円銀行券の様式(三月五日)

第九八号—措置令規則第一三条ノ二第一項第四号の規定による売買機関の指定(三月五日)、改正—三月二日—追加(三

月二八日、七月六日（第五四八号）

第九九号—預入令規則第三条第一項但書の規定による定め（三月六日）、改正—三月二〇日（第一二五号）、四月六日（第二八五号）

第一〇〇号—預入令規則第六条第三項及び第九条第一項の規定による指定（三月六日）

第一〇四号—措置令規則第七条但書の規定による指定（三月八日）、改正—三月一四日（第一一九号）

第一〇七号—措置令規則第五条第一項第六号の規定による指定（三月九日）、改正—四月三〇日（第三一五号）

第二二三号—三月一九日から発行する一円銀行券の様式（三月一九日）

第二二九号—措置令規則第二三条第二項の規定による命令（三月二二日）—金融機関に対する資金融通総額規制命令、改正—四月六日（第二八六号）、八月二一日廃止（第六四二号）

第一七五号—措置令規則第六条ノ二の規定による定め（三月二二日）、改正—六月二一日（第四八五号）、八月二一日廃止（第六四二号）

第二八八号、第二八九号—伊豆七島・婿婦岩・南方諸島における告示適用特例（四月一一日）、改正—四月一九日（第三〇〇号）

これらの他に臨時財産調査令系統の法令群があり、また個別問題のために銀行局通牒等が大量に発出された。金融緊急措置はこれら膨大な法令・通牒群により執行されたのであり、大蔵省は日本経済新聞に「大蔵省広報」欄を設けて一般への周知をはかった。当時においても現在においてもその全容をその変遷に即してとらえることは困難であり、またその作業は本資料集の能力を超えるものであるが、法令を官報ないし法令全書で検索するについてのみちびきとして右の一覧を作成することにより、責め的一端をふさぎたい。

臨時財産調査令による金融資産を中心とする財産調査について、本資料集では可能な範囲で細目にわたり、資料を収録した。資料V—32、V—33、V—34、V—35、V—36、V—37、V—38の資料群である。一定時点における、個人及び法人の金融資産等を法令の定める限りで悉皆調査するという未曾有の体系であって、記録に留める価値があるものと考ええる。

金融緊急措置の発動過程における実体調査及び評価の問題については、資料V—28、V—39等を採録した。これら断片の資料からも、新券体制の発足間もないころからその将来展望の検討が始められていたことがわかる。大臣引継資料であるV—43から、四月二三日時点で封鎖預金の新旧二種への区分が省内の公式課題となっていることが知られる。この立案の発展は、資料V—44、V—45、V—46、V—47、V—48へと連なる。これらの諸検討ないし立案は五月三十一日の司令部の戦時補償打ち切り公式提示に至る経緯をふまえてつなされていたことが明らかである。従って、四月二二日幣原内閣総辞職後の政治的空白がなければ、金融緊急措置の「変質」の時期はより早まっていたことが推定できる。

英文資料VI—4、VI—5として司令部独自の調査資料を収録した。なお、日本銀行の調査資料については、金融緊急措置体制下の金融情勢の各支店報告が、日本銀行金融研究所編「日本金融史資料・昭和統編」第十六巻に収録されている。

本資料集では、金融緊急措置の「変質」をもって本来的金融緊急措置の過程は終結するととらえており、その「変質」を戦時補償打ち切りの決定を起点とする経済再建・整備体制の構築・実施の始動という、より高次の政策体系に包摂され、または乗り越えられることととらえるため、金融緊急措置そのものに即しては、適当な締め括りの文書は存在しない。資料V—55は、金融緊急措置の「変質」が決定的となった時点での検討資料で、金融緊急措置を総括的に

評価し、経済政策の方向性についての議論を行なったものである。資料V-56は、昭和二三年八月の時点で通貨措置について論じたものである。預金再封鎖的な手法はインフレに立ち向かう大蔵省その他当局の発想の片隅には存在し、論議に依りて検討ペーパーが起案される。この資料もそのひとつであるが、二三年夏の日本側の中間安定計画、司令部の経済安定十原則等の議論をへて二三年年末にはアメリカ本国で対日経済安定計画の決定をみる（ドッジ・ライン）時期のもので、通貨処理の方策が要チェック課題となりえたほば最後の段階に位置する。この資料は当面する情勢をふまえた通貨処理問題を論じるなかで、金融緊急措置の分析と評価を試みている。

#### 大蔵省資料と「愛知文書」について

他省庁との比較は措くとして、大蔵省行政資料の保存状況は決して良好なものとはいえない。建前としての公文書保存制度は存在するが、それが有効に機能したためしがないというのが、実情である。もちろん、直接に行政事務のために必要な文書は各部署において整理されて保存されており、活用されているのであるが、その必要が消滅し、または担当者の異動に伴ないまとめて廃棄されてしまうケースが多い。とりわけ政策形成過程を示す資料は、事案が結了すると、簡単な経緯の説明が残されることはあっても、廃棄されてしまうのが普通である。かりに公文書保存の制度が適用されても、文書保存規則に定められた保存文書は法令によって保存を義務づけられたもの、ないしは主として対内的・対外的な関係において大蔵省の行政行為の結果・証拠等を残しておくべき事項（例えば訴訟事件の証拠として等）であるのが普通であり、政策形成過程の記録は残らない。大蔵省においても、各部署の現場には過去の行政事歴の背景や検討過程等公文書に残されない情報を系統的に整理して保存しておくことについての要望は大きいのが実現への途は遠い。

大蔵省財政史（大蔵省行政史）編纂の作業は大蔵省の正史としての性格から、省内各部署に保存される限りの資料を活用し、これに依拠してなされるのを原則とする。しかし上述の事由から、省内資料が歴史編纂に適合的な形態をとっているケースはまれなことである。従って大蔵省財政史室においては、退職者・現役を通じ個人所蔵の資料の収集を積極的に進め、これで省内資料を補強する方策をとってきた。故愛知揆一氏から寄贈いただいた「愛知文書」は占領期財政史である「昭和財政史―終戦から講和まで」の編集に際しての有力な依拠資料のひとつである。行政文書や検討資料の取り扱い原則を拘り定規的に解釈すれば、業務用として配布された資料を私蔵してはならないことになっているが、現実には自らの関係した行政についての資料を個人的に保存している事例は多いのであって、それらが歴史編纂の場合に極めて有用なものとなる。

個人所蔵文書の特色のひとつに、公文書の濾過操作を經ていないために、政策形成過程の途中経過の資料をふくんでいる場合が多いというメリットを指摘できる。また、所蔵者の職歴と照らしあわせることによって、資料が省庁の機構においてどのレベルの検討に付され、またはクリアされたかが確定できる場合があり、またすくなくともどのレベルまで配布・供覧されたものであるかは知ることができることである。大蔵省には、古くは名高い「松方正義文書」「勝田主計文書」等の「諸家文書」の存在など、個人所蔵資料収集の伝統があり、その成果は、歴史研究者に広く活用されているところである。

愛知揆一氏は、昭和四八年一月三日、現職の大蔵大臣として逝去された。この時点で占領期（昭和二〇～二七年）を対象とする大蔵省財政史編纂の作業は開始され、執筆に着手する段階にあった。大蔵省財政史室としては、とくに愛知氏が膨大な資料を所蔵されているという情報を得ていたわけではなかったが、一般的に先輩資料の収集という位置づけのもとにご遺族及び秘書に対し資料のご寄贈方を依頼し、快諾を得て大蔵省への移管が実現したものである。

主として四九年四月にダンボール箱約五〇箱分を大蔵省に搬入し、戦後分は直ちに整理のうえ進行中の財政史編纂事業に供用された。愛知氏の戦後における大蔵省での職歴は、昭和二〇年八月戦後緊急対策企画室主幹、同九月大臣官房文書課長（同一〇月終戦連絡部主幹兼任、二二年二月終戦連絡部長兼任、二二年七月大臣官房長、二二年九月銀行局長、二五年五月辞職（同六月より参議院議員、三〇年二月より衆議院議員））である。資料の时期的カヴァレッジはこれに一致する。資料の分野カヴァレッジはおよそ大蔵行政のすべてにわたる広汎なものであり、大部分の資料はバラバラに脈絡なく箱詰され、綴じが解体されたものもあり、財政史室職員がこれらを復元・分類・整理して製本した。製本済の数量は五三三冊である。箱詰のまま永年放置されたため湿気を含んで状態のわるいもの、ネズミの糞だらけのものもあり、なかには重要な内容をもつことがわかっていながら手にとったとたんにくずれて復元不能となってしまう文書もある。

このうち際立って高い質的価値をもつものが、第一に金融緊急措置一件ファイル、第二に戦時補償打切り関係一件ファイルである。これらはいずれも整理のうえ、政策形成過程に即して、その途中経過資料、参考資料もふくめて厚紙表紙付で製本されて存在していたものである。既述のように、愛知氏自身による書き込みがあり、これが資料価値をさらに高めている。金融緊急措置ファイルは本資料集ではその全容を復元することができた。戦時補償打切りファイルについては、戦時補償打切りをめぐる経緯から金融機関・企業再建整備へと連なる体系の戦後初期における経済政策に占める重要性にかんがみて、『昭和財政史—終戦から講和まで』第一七卷「資料(1)」に大量に収録された。同卷「五 戦時補償打切りと企業再建整備」は同巻刊行の最大のメリットのひとつであると考えるが、それはそのかなりの程度において愛知ファイルの質に依拠するものである。

愛知文書のうち量的に圧倒的部分を占めるのは銀行局長時代資料であり、もちろん質的にも、金融制度改革関係等これなしにはものを語れない分野は多い。金融関係はもちろんのこと、総じて『昭和財政史—終戦から講和まで』のレベルは愛知氏からの寄贈資料によって引き上げられたと考えられている。

なお愛知文書のうち戦前（戦中）のものは興亜院出向時代を主体とする中国関係資料であり、これまた高い資料価値を持つ。この資料群が占領軍に発見されると愛知氏は戦犯として訴追されるおそれがあり、このためあらゆる手段を弄して隠蔽し通したといういわくつきの資料である。興亜院の公的ファイルとして綴られた資料が多く、財政史室において整理のうえ一般に公開されている。

関係者の証言によれば、愛知氏は適当な機会に回顧録を執筆する意図を持っており、そのための資料として関係した行政事項の原資料を保存されていたとのことである。占領期の大蔵官僚のなかにはその特異な時期の特異な経験を後世に伝えるため（やや僻めにみれば、占領軍に対してわが方はかく戦えりという記録のため、ないしは、これこれは占領軍に「押しつけ」られたのでやむを得ずという申し開きのため）、意識的に記録を残しておく雰囲気があったとされている。そのコレクションの成果をいまわれわれは享受しているわけであるが、愛知資料の大蔵省へのご寄贈と利用・公開につき全面的なご理解をいただいたご遺族及び秘書の方々、とりわけ、一貫したご援助をいただいた元秘書木村協一氏に謝意を表したい。

愛知氏以外にも多数の方々から資料の提供をいただいております、その一端は本資料集にも収録されている。ここで愛知文書について詳しく紹介したのは、このことを通じて、貴重な歴史的資料を公的な形式で後世の国民のために遺すことについてご協力をいただいたすべての方々を顕彰するという意図に発するものであることを指摘しておきたい。

注  
\*1 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』（以下「財政史」と称する）第二二卷「金融」、一四九ページ。

- \* 2 「財政史」第一卷「政府債務」、二一六ページ。
- \* 3 「財政史」第一七卷「資料(1)」、四九四―五二五ページ等を参照。
- \* 4 「通貨措置の諸問題(一)」「戦後財政史口述資料」第六分冊。河野通一銀行課長、西原直廉文書課事務官(いずれも当時)の回想。
- \* 5 「財政史」第二卷、八九ページ。
- \* 6 「財政史」第五卷「終戦処理費」の第一節「占領軍調達と軍票」参照。
- \* 7 「戦後財政史資料・関係者回想筆記(その二)・津島財政期」(戦後財政史口述資料)第一分冊。久保文蔵外資局長(当時)の回想。
- \* 8 「財政史」第七卷「租税(1)」、一〇九―一〇ページ。
- \* 9 「財政史」第二卷、八一ページ。
- \* 10 愛知揆一・河野通一「金融緊急措置の解説」(昭和二年)、六ページ。
- \* 11 「財政史」第二卷「復興金融金庫」、六二四ページ。
- \* 12 渋沢敬三氏金融史談(日本銀行調査局編「日本金融史資料」第二五卷、三二六ページ)。

# I 戦後インフレ諸対策の立案